

○議長（土井裕美子君）次に、順番3、12番
小林さん。

〔12番（小林 弘君）登壇〕

○12番（小林 弘君）皆さま、こんにちは。
議長のお許しをいただきましたので、一般
質問をさせていただきます。私は大きく三つ
でございます。

1番、まちづくりの拠点となる図書館とい
うことで、公立図書館は、本来住民のために
住民の意思を受けて設置され運営される民主
的な機関であり、住民要求の多様化と増大、
それに応える資料の増加に伴って成長、発展
するものである。したがって、図書館は長期・
短期の計画を立案・作成し、その計画が自治
体の施策として実行されなければならない。
「公立図書館の任務と目標」から引用させて
いただきまして、書かれています。

1、合併時の新市まちづくり計画の第3章
新市の主要事業 第1節 新市発展のため
の重要施策の中の、図書館を核とした生涯学
習施設の建設に向けての取り組みについてで
ございます。

2番、現在の学文路地区公民館についてで
ございます。

新学文路地区公民館が7月頃に完成するに
あたり、現在の学文路地区公民館が閉鎖され
るが、以下の質問をさせていただきます。

①教育委員会としては売却していくとのこ
とでしたが、地元から何らかの形で利用させ
ていただきたいとの要望はなかったのでは
うか。

②地元、子育て世代のお母さま方より、帰
宅後の遊び場所、勉強の場所としてぜひとも
残してほしいとの声がありましたが、どのよ
うに思われますか。

大きく三つ目でございます。

橋本市運動公園プール利用料金について。

橋本市運動公園プールと名前がついている
ことから市民の福利厚生施設と考え、以下の
質問をいたします。

①現在の利用料金は適切な料金だと思われ
ていますか。

②今後、市民が高いと感じている利用料金
に対し、納得のいく施設にするための設備投
資は考えていますか。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さんの質
問項目1、まちづくりの拠点となる図書館に
対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）まちづくりの
拠点となる図書館についてお答えします。

平成16年12月に橋本市・高野口町合併協議
会において策定した新市まちづくり計画は、
新市の将来像「時間ゆたかに流れ ぐらし潤
う創造都市」を実現するために重点的に推進
する施策を掲げており、図書館を核とした生
涯学習施設の建設についても重点施策の一つ
としております。

同計画の作成にあたり、公共施設の統合整
備については、地域のバランスと財政事情に
十分留意して行うこととしていること、また、
重点施策の事業展開については、単にハード
整備にとどまることなく、さまざまな運営手
法を取り入れながら、ソフト面での充実・強
化を図り、新市の活性化と住民サービスの向
上に努めることが同計画にうたわれています。

一方、国では平成18年頃から官庁施設の耐
震改修事業を一層促進しており、本市でも同

様に公共施設の耐震化を進めてまいりました。教育文化会館においても新施設は建設せず、平成22年から23年にかけて耐震工事を含めたりリニューアル工事を実施するとともに、情報収集の場としての図書館機能の充実やさまざまな年齢別の利用者満足度向上をめざし、サービスの充実を図っています。

また、図書館を含む公共施設の管理の考え方についても、国が示す平成25年の「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」において、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、地方自治体においても公共施設等総合管理計画を策定することになりました。

本市では、平成29年2月に策定した「公共施設等総合管理計画 個別方針編」において、図書館を含む教育文化会館については令和6年までの管理方針を「保持」としており、また、平成30年度から10年間の羅針盤である「第2次橋本市長期総合計画」においても、図書館を含む新たな生涯学習施設の建設は盛り込まれていません。

しかしながら、耐震化をした建物であっても耐用年数を過ぎれば更新を考える必要があります。教育文化会館は昭和50年に建設し、既に44年が経過しています。市役所本庁舎は建設してから61年、市民会館についても51年が経過していることから、次期長期総合計画等においては、教育文化会館、市役所本庁舎、市民会館などを含めたシビックゾーン全体で公共施設の更新や再配置を検討していく必要があると考えています。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん、再質問ありますか。

12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

再質問させていただきます。新市まちづく

り計画の三つの重要施策は現在も有効であるのかというのを聞きたいんですが。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）ただ今のおただしの、新市まちづくり計画の中の図書館の建設に係る部分でございますが、この中で、この計画というのはその後の橋本市の長期総合計画に委ねるものという位置づけがなされております。先ほど壇上でも申し上げましたが、現行の第2次長期総合計画の中には建設に関する記載はございません。

ただし、新市まちづくり計画に定めた合併後の基本的な方向は現在も継承していると認識しており、先ほど申し上げましたとおり、シビックゾーン全体で公共施設の更新や再配置というものを、次の、さらに、3次になると思っておりますが、総合計画の中では検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

1回目の答弁のときに、次期長期総合計画等においては、教育文化会館、市役所本庁舎、市民会館など書いていただいて、シビックゾーン全体でという中で、その中でもやっぱり、しっかりと図書館という言葉も盛り込んでいただければありがたいと思うんですけども。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）図書館をはじめ、やはり生涯学習施設、これら全般も含めた中で当然検討はしていく必要があると思いますので、そういう方向でいろんな議論をいただきながら進めてまいりたい、このように思っております。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。図書館をという話を僕は何回目かさ

せていただいているんですが、なかなか難しいお話だと思います。第2次長期総合計画の中でも図書館はうたわれておりません。そのため、私は市民の方から、しっかり図書館、新しいのをつくっていただきたいんやという言葉をとくさんいただきました。第3次計画、これ、いつ頃からだいたい検討に入るのか、教えていただけますか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）現在の計画は、2018年から今の第2次長期総合計画というのが始まっております。したがって、10年後の2028年というのが新たな総合計画ということを実時点では予定しております。

ですから、当然それに先立っていろんな検討は事前に進めておく必要があるというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

橋本市民のこれからの教育・文化のためには図書館というのは大事なものになってくると思いますので、ぜひとも、第3次長期総合計画の検討に入った場合は、しっかりと生涯学習の施設ということで盛り込んでいただきたいと思いますので、ここで建てていくということはなかなか言えないと思いますので、1番のこの質問に関してはこれぐらいにさせていただきますけども、市民の方々の願いは新しい図書館が欲しいというご意見が多いんです。だから、しっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしく願いをしまして1番は終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、現在の学文路地区公民館に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）現在の学文路地区公民館についてお答えします。

まず、一点目の、新学文路地区公民館に移転後の現公民館の取り扱いについてですが、新学文路地区公民館の開館に伴い、公民館としての機能は現公民館から新公民館に移転することとなります。

これにより、現公民館の管理方針は「廃止」になる予定であり、廃止となった施設については除却または売却を基本とするとして橋本市公共施設等総合管理計画の維持管理に関する基本方針にのっとり、現公民館は原則売却の方針となります。

現時点で、議員おただしの、地元から何らかの形での利用に関する要望等については何も受けていませんが、今後、市の方針を地元で説明した上で、売却に向けて進めたいと考えています。

次に、二点目の、子どもの遊び場所、勉強の場所として現公民館を残してほしいとの声があったことについてですが、公民館は子どもの放課後の居場所としての一端も担っています。学文路地区公民館では、自主事業として夏休み期間中の子どもの学習支援や工作体験会を実施しています。また、学文路地域では共育コミュニティの取り組みとして、放課後や週末等に小学校の空き教室や公民館などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちと勉強やスポーツ、文化活動を行うふれあいルームや、小・中学生による地域の清掃活動、地域の方が子どもに伝えたい良いところを熟議するカフェマルシェなどを実施しており、その一つとして、現公民館では土曜日の将棋ルームを実施しているなど、さまざまな形で子どもの放課後の居場所づくりに取り組んでいます。

このたび学文路地区公民館は移転することとなりますが、共育コミュニティや公民館で

の取り組みは新公民館になっても継続して行い、加えて、図書室の拡充やフリースペースの新設など、施設・設備的にも現公民館より充実したものとなりますので、新公民館を積極的に活用していただき、地域での子育てをより充実するよう市民協働で取り組みたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん、再質問ありますか。

12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。再質問をさせていただきます。

答弁をお聞きしますと、もう何か売却ありきに進んでいくように思います。そして、子どもたちに関していえば、新学文路公民館に来て、利用していただいたらいいとのお答えのように聞こえますが、例えば、参考にして聞いていただきたいと思いますが、建屋を解体して更地にして、そこに、台風のたびに南馬場運動公園の遊具がよくつかって、木材がひっかかったままで長いこと放置されているんですけども、そういうのを、あそこの遊具を、あそこで遊ぶ場所にするんじゃないに、公民館の跡地を利用してそこに遊具を移動して、子どもたちがゆっくり遊べる、砂場はありますし、今もちょっと遊具はありますので、ちょっと遊具を増やしていただいて、子どもの遊べる拠点なんかにしてあげていただいたらどうなんでしょうか。

再質問ですけど、よろしくお願ひします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）昨今の台風によりまして、南馬場緑地公園等にありますが遊具等については使えないような状況になっておるのは事実かと思ひます。そういう中で、仮に、答弁では売却ということを進めさせていただいておりますけども、仮に売却が進まな

い場合、そして、建物等を解体して更地になった状態の中で、ある一定、遊具等の公園ということにつきましては、市のほうではこれは困難であると、考えておりませんので、この点についてはご理解を願ひたいと思ひます。

ただ、暫定的に、用地のみが売却の手続きを進める中で暫定的に、例えば地元区等から要望がありまして、全て管理をしていただくということであれば、一定の期間、暫定的にはありますけども、売却までの間、区等で責任をもって管理していただけるのであれば、利用していただくのは可能かと思ひますけども、それにつきましても、売却等が決まりましたら返していただくということになりますので、遊具等の設置というのはなかなか難しいというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

建物に関しては、耐震のことを聞きたいんですけど、耐震はあかんのですよね。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）建築年が昭和57年となっておりますして、耐震については診断も行っておりませんので、これについては解体をしていかなければならないというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）耐震診断をしていないというのは、売ることによって、もう耐震診断はしないよということの受け取り方でよろしいですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）はい。基本的には、答弁で申し上げましたとおり、売却をしていくという方針でございますので。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）やっぱり、お聞きすると売却ありきということでの答弁であると思

います。でも、やっぱり、長年あった現の学文路地区公民館、地元の方のお子さんとかの憩いの場所になっておると思いますので、売らなあかん、売らなあかんじゃなしに、もう少し検討してあげてほしいなと思うんです。

そんな簡単に、売却したらええやないかというようなもんじゃないんじゃないかなと。

今、あそこで遊んどった子どもたちが新しい公民館まで足を延ばして遊びに行くんですよ。それは近所のお母さま方にすれば、学文路小学校から帰ってくると思うんですが、あの辺の周辺の子もって。近くで遊んどるから安心感があるところはあると思うんです。ほな、新公民館のできる予定地に行って、遊具はまずないですわね、当然。私立のこども園になるので、その遊具は使って遊べるわけでもないし、運動場だけあるだけですよ。

やっぱりそういう、かなりの世帯数のある地域ですので、やっぱりできるだけ、ちょっと何らかの形で、子どもたちが憩えるとか、子育て世代のお母さんが小さいお子さんを連れて遊びに来れる、いい拠点じゃないかと僕は考えるんですけど、どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）確かに、子どもを持つお父さんお母さんの皆さん、安心して今までそこで遊ばれておったということであれば、そういうお気持ちはわかるんですけども、市の方針として現公民館を新公民館のほうに移転させていただくということで、そこにも新たにそういう、コミュニティ活動でありましたり、公民館活動等を含めて、子どもの居場所ということで新公民館のほうでも活用いただければというふうに考えておりますので、今、現時点では原則、今の公民館については売却していくという方針でございますので、その辺についてはまた新しい公民館を活用しながら、地域のコミュニティ活動、共育コミ

ュニティ本部もできあがっておりますので、その方たちと活用する方法についてはまた所管のほうとも協議しながら進めていただきたいというふうに考えておりますので、基本的な方針については、現時点では売却ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

売却ということで、なかなかあれなんですけど、財政のこともありますので、売却するのがあれなんでしょうけど、それがもし売却ありきであるのであれば、対案で新しい公民館の場所に子どもらが集まってくれたらええやないかという気持ちがあるのであれば、あそこにある程度の遊具なんか設置したるべきじゃないんでしょうか。運動場だけ、しかも中学生用のやつももう使えないんじゃないんですか。あんな鉄棒とかも多分、子どもらは。子ども用の遊具って、あそこありましたか。

ややこしいあれなんですけど、そこどころちょっと、僕らも要望としてそういう、1個の公民館の遊具のあるところがなくなってしまって、遊び場所としとった子らが新しい公民館へ行って使ってくれたらええやないかという気持ちがあるのであれば、そのある程度設備というのかは、つくったっていいほしいなと。

しかも、さっきも言わせてもらいましたけど、南馬場運動公園の遊具というのはしょっちゅうつかって、今は使えない状態になつてるんでしょう。それやったら、ちょっとやっぱり対案として考えてあげてほしいんですけど、どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）新しい公民館、新公民館にあります旧学文路中学校のグラウンドにつきましては、本議会においても移転のほうの住所地が変わるということで、条例の

改正案を提案させていただいておるんですけども、その時点で、公民館の附帯の広場というような扱いになるかというふうに考えております。

そこに遊具となりますと、やはり適切な維持管理というものが必要になってまいります。やはり、うちの建設部のほうでも公園等の中での遊具というものにつきましては、日々点検をされて、危なくないか、安全に使えるかということもされておりますので、なかなか簡単に、ある一定の公園扱いとして遊具を設置する等ということについては、現時点では検討はしておらない状態です。

そういう中で、今のところ検討していないということでご理解をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）中学校統合の跡の跡地利用については、次の方がまた質問の中にあると思うので、どんな質問が出てくるのかわかりませんので、あんまり突っ込んだ質問はできへんと思いますけども、地域の子どもたちがしっかりと集えるような場所になったらええかなとの思いで質問をさせていただきました。

この質問に関しましては、これで終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、運動公園プール利用料金に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）橋本市運動公園プール利用料金についてお答えします。

まず、一点目の、現在の利用料金は適切な料金とされているかというご質問ですが、橋本市運動公園プール、いわゆる前畑・古川記念プールには、50mプール、子どもプール、流水プールの3種類があり、市内外から多く

の皆さまにご利用いただいております。

現在、利用料金は大人900円、小・中学生450円で、平成28年度の橋本市都市公園条例の改正の際に、大人の料金を80円値上げしています。平成30年度は4万52名の方にご利用いただきました。

これら充実した施設を維持するためには、多額の維持管理費用を要しており、平成27年度から平成29年度までの3年間の維持管理費用の平均額は年間約4,400万円で、修繕費、備品購入費、維持管理費などの経費を支出しています。これに対し、使用料収入は同3年間の平均では年間約1,900万円となっている状況です。

受益者負担の観点からは、本来であれば必要経費を賄える利用料金とする必要がありますが、市民サービスの一環として、より利用しやすい施設となるよう利用料金を低く設定しています。さらに、橋本市運動公園の指定管理者である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社でも、同様の理由で市条例で定める大人980円、小・中学生490円の利用料金よりも低く設定しています。

しかしながら、施設がますます老朽化し、維持管理に係る費用の増加が見込まれる中で、今後も引き続き利用者の皆さまが安全かつ快適に利用できる施設として維持していくためには、受益者負担の面からも現在の料金設定では対応が難しく、利用料金の見直しが必要と考えています。また、市内、市外別料金の導入についても検討する必要があると考えています。

次に、二点目の、今後の設備投資の考え方についてお答えします。

現在、プールについては、計画的なポンプ類のメンテナンスや老朽化したプールサイドの床のビニールシートの張り替えなど、既存設備を維持管理するための修繕や老朽化した

備品の更新に重きを置いており、本年度は50mプールにおきまして、劣化の激しいコースロープ11本と巻き取り機を新調するなど、より快適にご利用いただけるよう取り組んでいます。そのため、新たなアトラクションの導入や設備のグレードアップなどは予定していません。

また、ソフト面での取り組みとしまして、市内小・中学生の利用増の対策として、市内の小・中学校全児童生徒に対し、平日利用可能な割引券を配布しており、本年度については昨年度に比べ倍増する予定です。また、プールサイドにおける物品販売で取り扱う品目を増やすなど、利用者の満足度向上につながるような取り組みを行っています。

今後とも、利用者により満足していただける充実したプールとなるよう、指定管理者とともに考えてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん、再質問ありますか。

12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

市民プールの再質問をさせていただきたいんですが、平成30年度の入場者数のほうはいただいております。その中で、市内利用者と市外利用者の入場者数はおわかりですか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）市内の利用者と市外の利用者の数なんですけども、今、現時点では料金のほうは市内・市外の方とも同じ料金になっておりますので、人数を市内・市外という形では計測、計算をしておりませんので、人数のほうは持っておりません。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

そうしたら、市内・市外の方の入場数、こ

れ今、トータルで4万52人ですね。僕としたり、市内の利用者が少し、これも相談をよくいただくんですが、高いというんです。こっち、当局側としたら安いというイメージなんですよね。安くしとると、設定を。市民のお母さん方は、高いです。紛れもない事実で言うんです、高いと。よく利用したいんですけど、高いんでしょうね、多分。そう相談されるということは。

今、市内と市外を、これ同じ料金でいって、条例よりも安く設定しとるとか言うてはったんかな。それを、これ再質問で、利用者が市内・市外と同数ぐらいであれば、同数ぐらいであればですよ、市外利用者は条例どおりの価格にして、市外の方は値段、ちょっと高くなるんですよね。今の現在の入場料よりも高くなる。その分を、市内利用者の分の大人が820円にして小・中学生410円にしても、同じぐらいの同数の方が来ておるのであれば、できると思うので、それに対してのお答えだけいただけますか。ちょっと難しい、統計もとってないから難しい話なんですけど。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）仮に市内の方と市外の方が同数の入場者数であればという仮定でのお話かと思うんですけども、今の料金よりも条例がまだその上にありますので、市外の方を条例どおりの金額で、その上がった分を今の現行の料金から市内の方は下げれるんじゃないかというようなご質問かと思うんですけども、仮にそういうふうにすれば、仮に同数とすれば、そのような料金設定にすれば、基本的に、今入ってきている収入額については同じになるのかなと考えます。ですので、これは人数に差が出ればまた変わってくるかわかりませんが、同じであれば総収入の金額は変わらないと。

その前提でいけば、先ほど答弁で申し上げ

ましたとおり、全体的にはこれから維持管理費用というのがますますかかってくるのかなと、いろいろな修繕等を施していく必要があると考えるので、そうなった際には、利用料金の見直しというものもこれから検討していかなければならないときに来ておりますので、仮に市外の方を今の条件の中で上げて市内の方を下げるとするのは、この条件であれば難しいのかなというふうには考えます。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。難しいということでしょう、料金を下げるとするのは。

ほやけど、市内利用者と市外利用者ぐらいは、ちょっとその1年に関しては、1回そういうのを調べてもらったほうがいいんじゃないんですか。それは当然、経費もかかってくるのはもちろんわかります。わかりますけども、あそこへ来とるこの4万何人のうちの市外からの利用者の人数わかれへんだら、やっぱりここは把握しとかな、市外からどんだけ利用者あるのよという。市外の方が多いんやったら、魅力あるプールだということです。

そういうのはやっぱり、経費云々の話もあるんでしょけど、何でもそうなんやけど、そういうやっぱり、きっちり統計をとってもろうといたほうが当局のほうもお答えしやすいとか、市外からこんだけ来てもろてるんですよというて。もうそんだけ魅力あるプールですみたいなアピールもできるのかなと思うし、ぜひともそれをやっていただきたいんですけども、どうでしょうか。

これはもう僕の意見なので、当局側の意見としたら、いや、それは無理ですわとなるのかもわかりませんが、ちょっと答弁いただきたいんですが。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）今後のプールの利

用料金の見直しを検討する上では、例えば市外からの利用者の数というの、ある一定把握しておく必要はあるかと考えます。

これは今現在、指定管理者のほうで運営をしていただいておりますので、どの形でできるかというのは、一度、管理者の方とも相談をしていきたいというふうに思います。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。もうしつこいようであれなんですけど、前にも僕、プールの質問をさせていただきました。

本当に、料金からちょっと脱線して、これは答え要らんのですけど、前畑さんの等身大の、いうたらステンレス製のところへ前畑さんの姿を描いたものとか古川さんの等身大のものをプールのところへ設置したらどうやとか、それはやっぱり橋本市でもアピールで、金メダルをとった方が出ているんやと。

パラリンピックでは当然、金メダルとったりとかしている方もいらっしゃいますし、もうそういうのもアピールもしていってほしい中で、やっぱりそれをしっかりアピールしながら、僕はもうこの一般質問でさせてもらうのは、市民が高いと感じるといこの入場料金を、もう少し前向きに考えていただいて、でけへんはでけへんでしゃあないんですけど、そういう気持ちで一般質問をさせていただきました。

これはもう多分、無理になってくるのかなと思いますので、あんまり料金のことは言いませんけども、ただ、市外利用者、市内利用者のやっぱり人数ぐらいは把握していただくように、今後お願いしたいです。どうでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）市内・市外利用者の方については、指定管理者のほうともちょっと相談をしながら、どういう形でできるか、

ある程度、人なり費用的なものもかさむのかということも考えられるんですけども、できるだけその負担のないような形で確認ができるのであればというふうに考えていますので、そこについてはこれから指定管理者のほうとも協議して、どういう形で把握できるのかということで協議をしてみたいです。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さん。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。もう大変答えにくいような話ばかりで、今回、三つの質問をさせていただきました。これにて私の質問を終わらせてもらいますけども、

この私の三つの質問というのは、もう市民の方がどないか市に対して言ってくれよという質問でしたので、どうか皆さま、よろしくお願い申し上げます。私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土井裕美子君）12番 小林さんの一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）